

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同)……………一

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………一

○国土調査の成果の認証(二件)……………
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………三

雑報

○東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則……………
……………(東京都職員共済組合)……………四

○東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則を廃止する規則……………(同)……………五

○東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則を廃止する規則……………(同)……………五

○東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程……………(同)……………五

告示

●東京都告示第千二百九十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十五年八月三十日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

千代田区大手町二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日

平成二十五年八月三十日

七 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十二月二十二日

●東京都告示第千二百九十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年七月四日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目九番四号

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十二月二十二日

公告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定によ

り、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

二 代表者の氏名

栗原 弘美

三 主たる事務所の所在地

港区三田三丁目一番五号 第一奈半利川ビル三階

四 更新された認定の有効期間

令和五年六月六日から令和十年六月五日まで

一 名称

特定非営利活動法人ぱれっと

二 代表者の氏名

相馬 宏昭

三 主たる事務所の所在地

渋谷区東二丁目十一番四号

四 更新された認定の有効期間

令和五年七月十日から令和十年七月九日まで

一 名称

特定非営利活動法人岡崎研究所

二 代表者の氏名

茂田 宏

三 主たる事務所の所在地

千代田区永田町二丁目九番八一五〇五号

四 更新された認定の有効期間

令和五年九月七日から令和十年九月六日まで

国土調査の成果の認証について

奥多摩町における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 奥多摩町の名称

二 調査を行った時期 平成二十五年五月から平成二十六年三月まで

三 成果の名称 奥多摩町（小丹波の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 奥多摩町小丹波の一部

五 認証年月日 令和五年十二月八日

国土調査の成果の認証について

足立区における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 足立区の名称

二 調査を行った時期 平成三十一年四月から令和三年三月まで

三 成果の名称 足立区（神明三丁目の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 足立区神明三丁目の一部

五 認証年月日 令和五年十二月八日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 調布駅北口ビル

二 店舗所在地 調布市小島町一丁目三十七番地四ほか

三 設置者名 株式会社バルコほか五名

四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号ほか

五 変更を行った設置 株式会社バルコ

<p>者名</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>十五 変更日</p> <p>十六 届出日</p> <p>十七 縦覧場所</p> <p>十八 縦覧期間</p> <p>十九 縦覧時間</p>	<p>牧山 浩三</p> <p>川瀬 賢二</p> <p>株式会社魚耕ほか百十一名</p> <p>株式会社魚耕ほか百一名</p> <p>株式会社京樟ほか二十八名</p> <p>武蔵野市境南町一丁目二十四番八号 (株式会社米八東日本) ほか</p> <p>武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十三番一号 (株式会社米八東日本) ほか</p> <p>森下 裕一 (株式会社京樟) ほか</p> <p>堀江 陽 (株式会社京樟) ほか</p> <p>令和五年三月一日ほか</p> <p>令和五年十二月五日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>令和五年十二月二十二日から令和六年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するように提出してください。</p> <p>令和五年十二月二十二日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区神南一丁目三十三番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社丸井ほか十五名</p> <p>四 設置者住所 中野区中野四丁目三番二号ほか</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 十一台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 十一台</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十一時三十分まで</p>
<p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>十一 変更日</p> <p>十二 届出日</p> <p>十三 縦覧場所</p> <p>十四 縦覧期間</p> <p>十五 縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後十一時三十分までほか</p> <p>九箇所 隔地</p> <p>六箇所 隔地</p> <p>令和六年七月三十日</p> <p>令和五年十二月四日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>令和五年十二月二十二日から令和六年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年十二月二十二日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 読売銀座ビル</p>

雑報

東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合情報公開規則(平成十五年東京都職員共済組合規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十九条」を「第十八条」に改める。

第八条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第八号中「東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則(平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号。以下「特定個人情報保護規則」という。)(第二条第六号)を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)(第二条第八項)に改め、同条第九号中「特定個人情報保護規則第二条第三項」を「番号利用法第二条第五項」に改める。

第九条第一項及び第十条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第十一条第二項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第十八条を削り、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(開示手数料)

第十七条 組合が前条第一項の規定により文書の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収するものとする。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

別表二を削り、別表一中「第18条」を「第17条」に

印刷物として出力したもの (多色刷り) 1枚につき	20円	写しの交付のとき。
複写したフロッピーディスク 1枚につき	100円	写しの交付のとき。

印刷物として出力したもの (多色刷り) 1枚につき	20円	写しの交付のとき。
------------------------------	-----	-----------

改め、同表を別表とする。

別記第二号様式中「回」及び

「この処分が不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、理事長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。を削る。

別記第三号様式中「回」を削る。

- 二 店舗所在地 中央区銀座三丁目二番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社読売新聞東京本社
- 四 意見 中央区長
- ア 聴取者 意見なし
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和五年十二月十一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和五年十二月二十二日から令和六年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 (仮称)多摩川住宅商業施設整備事業
- 二 店舗所在地 調布市染地三丁目一番地八百十五ほか
- 三 設置者名 生活協同組合コープみらい
- 四 意見 調布市長
- ア 聴取者 意見なし
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和五年十二月十一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和五年十二月二十二日から令和六年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

別記第四号様式中「**四**」を削る。

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。」

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

を

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。」

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。」に改める。

別記第五号様式中「非開示決定通知書」や「不開示決定通知書」に改める。」「**四**」及び

「注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。」

を削る。

別記第六号様式及び第七号様式中「**四**」を削る。

別記第八号様式中「**四**」及び

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。」を削る。

別記第九号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和五年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第二号

東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則（平成十五年東京都職員共済組合規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和五年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第三号

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則（平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和五年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第五号

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合文書管理規程（平成十七年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「**いう**」の下に「（電磁的記録を除く。）」を加え、「情報処理システムを利用して組合外に施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて」を削り、同条第二項中「前項に規定する場合において」

て、情報処理システムを利用して組合外に送信する」を削り、「については」を「(電磁的記録に限る。)」には「に」、「行う」を「付与する」に改め、同条第三項中「第一項の」を「前二項の」に改め、「押印」の下に「又は電子署名の付与」を加える。

第五十九条中「非開示情報、東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則(平成十五年東京都職員共済組合規則第三号。以下「個人情報保護規則」という。)

第二号第一項を「不開示情報及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)

第二条第一項に改め、「及び東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則(平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号。以下「特定個人情報保護規則」という。)

第二条第六項に規定する特定個人情報」を削る。

第六十三条第三項中「個人情報保護規則第十二条第一項」を「個人情報保護法第三十三条第二項」に、「個人情報」を「特定個人情報の決定があったとき、又は特定個人情報保護規則第二十五条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記載された保有特定個人情報を開示する旨」を「保有個人情報」の開示」に改める。

別表起案文書及び収受文書(他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。)

の部公文書の開示等に関するものの項中「非開示」を「不開示」に改め、同部保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関するものの項中「保有個人情報」を「保有個人情報データ」に、「非開示」を「不開示」に、「非訂正」を「不開示」に、「利用非停止」を「利用不停止」に改め、同部保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止に関するものの項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 ○三(五三二)一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

